

定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第四十号

令和元年

十二月二十五日

水曜日

目次

規則

- 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一
○山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則及び山梨県営住宅設置
及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………一一

規則

山梨県規則第二十二号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十六年山梨県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	132,300	205,200	251,500	280,000
	2	133,200	206,400	252,700	281,900
	3	134,200	207,800	253,800	283,500
	4	135,100	209,100	254,900	285,200
	5	136,100	210,400	255,800	287,000
	6	137,100	211,800	257,000	288,600
	7	138,100	213,200	258,100	290,200
	8	139,100	214,600	259,300	291,800
	9	139,900	215,900	260,400	293,300
	10	140,900	217,500	261,200	295,100
	11	141,900	219,100	262,400	296,800
	12	143,000	220,500	263,600	298,600
	13	143,800	221,700	264,600	300,000
	14	144,800	223,200	265,600	301,700
	15	145,800	224,700	266,500	303,300
	16	146,800	226,000	267,400	304,800
	17	147,900	226,900	268,400	306,300
	18	149,200	227,600	269,500	307,900
	19	150,400	228,500	270,500	309,500
	20	151,600	229,500	271,300	311,200
	21	152,700	230,300	272,300	312,200
	22	153,900	231,800	273,200	313,600
	23	155,100	233,100	274,200	315,000
	24	156,300	234,200	275,000	316,500
	25	157,400	235,600	275,800	317,600
	26	158,900	236,900	276,900	319,100
	27	160,400	238,200	278,000	320,500
	28	161,900	239,500	279,100	321,900
	29	163,300	240,300	280,000	323,500
	30	164,700	241,500	281,100	324,700
	31	166,200	242,800	282,100	326,000
	32	167,700	243,900	283,100	327,200
	33	169,100	245,000	283,800	328,300
	34	170,900	246,200	284,700	329,200
	35	172,700	247,300	285,600	330,300
	36	174,500	248,500	286,700	331,400
	37	176,200	249,800	287,300	332,500
	38	177,900	250,800	288,200	333,600
	39	179,600	252,100	289,100	334,600
	40	181,300	253,400	290,000	335,600
	41	183,600	254,400	290,600	336,600
	42	185,100	255,600	291,600	337,600
	43	186,600	256,500	292,600	338,600
	44	188,000	257,800	293,500	339,600

	45	189,200	258,600	294,200	348,200
	46	190,700	259,600	295,100	349,600
	47	192,100	260,700	296,000	351,100
	48	193,400	261,600	296,900	352,600
	49	194,800	262,800	297,600	354,200
	50	195,800	263,800	298,200	355,000
	51	197,100	264,900	298,900	356,200
	52	198,200	265,600	299,700	357,200
	53	199,400	266,500	300,300	358,100
	54	200,500	267,600	301,100	359,200
	55	201,600	268,800	301,800	360,100
	56	202,700	270,000	302,500	361,200
	57	203,600	270,800	303,200	362,100
	58	204,700	271,800	303,900	362,800
	59	205,700	272,900	304,700	363,500
	60	206,700	273,900	305,400	364,200
	61	207,600	274,900	306,000	364,600
	62	208,700	276,000	306,700	365,200
	63	209,800	276,800	307,400	365,900
	64	210,800	277,900	308,100	366,600
	65	211,700	278,700	308,600	366,900
	66	212,600	279,500	309,100	367,600
	67	213,300	280,300	309,700	368,300
	68	214,200	281,100	310,300	369,000
	69	215,100	281,700	310,900	369,300
	70	216,300	282,500	311,300	369,900
	71	217,300	283,300	311,800	370,600
	72	218,200	284,000	312,300	371,200
	73	218,800	284,800	312,600	371,500
	74	220,000	285,500	313,100	372,100
	75	221,100	286,300	313,600	372,800
	76	222,300	287,100	314,000	373,400
	77	222,800	287,700	314,200	373,800
	78	223,900	288,200	314,500	374,300
	79	225,100	288,700	314,800	374,900
	80	226,100	289,100	315,100	375,400
	81	226,900	289,500	315,400	375,900
	82	228,100	289,900	315,700	376,500
	83	229,100	290,400	316,000	377,000
	84	230,200	290,900	316,300	377,300
	85	231,300	291,300	316,500	377,700
	86	232,200	291,900	316,900	378,200
	87	233,300	292,500	317,200	378,600
	88	234,300	293,100	317,400	379,000
	89	235,300	293,400	317,600	379,400
	90	236,300	293,900	317,900	379,900
	91	237,300	294,400	318,200	380,300
	92	238,300	294,800	318,500	380,700

再任職員及び任期付職員以外の職員

93	239,400	295,200	318,700	381,000
94	240,400	295,700	319,000	
95	241,100	296,200	319,300	
96	241,800	296,700	319,500	
97	242,700	297,000	319,700	
98	243,600	297,400	320,000	
99	244,500	297,900	320,300	
100	245,200	298,400	320,500	
101	246,000	298,800	320,700	
102	246,900	299,200		
103	247,800	299,500		
104	248,700	299,800		
105	249,500	300,100		
106	250,300	300,500		
107	251,100	300,900		
108	251,800	301,300		
109	252,500	301,600		
110	253,100	302,000		
111	253,500	302,400		
112	253,900	302,700		
113	254,100	302,900		
114	254,500	303,200		
115	255,000	303,500		
116	255,500	303,700		
117	255,800	303,900		
118	256,200	304,200		
119	256,700	304,500		
120	257,200	304,700		
121	257,500	304,900		
122	257,800	305,200		
123	258,100	305,500		
124	258,400	305,700		
125	258,600	305,900		
126	258,800	306,200		
127	259,100	306,500		
128	259,400	306,700		
129	259,600	306,900		
130	259,800	307,200		
131	260,200	307,500		
132	260,400	307,700		
133	260,700	307,900		
134	261,100			
135	261,400			
136	261,700			
137	261,900			
138	262,200			
139	262,400			
140	262,700			

141	263,000				
142	263,200				
143	263,500				
144	263,800				
145	264,000				
146	264,200				
147	264,500				
148	264,700				
149	265,000				
150	265,300				
151	265,600				
152	265,800				
153	266,000				
154	266,300				
155	266,500				
156	266,700				
157	267,000				
158	267,300				
159	267,600				
160	267,900				
161	268,100				
162	268,300				
163	268,600				
164	268,900				
165	269,100				
166	269,300				
167	269,600				
168	269,900				
169	270,100				
170	270,300				
171	270,600				
172	270,900				
173	271,100				
174	271,300				
175	271,600				
176	271,900				
177	272,100				
再任用職員	202,200	223,200	244,000	274,600	
任期付職員	136,100				

別表第六中
46
47
48
49
49
50
50
51
51
52
を
45
46
46
47

47
48
48
49
50
51

に改める。

別表第六の二中
97
98
99
100
102
104
106
を
98
100
102
104
105
106

107
に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(給料の切替え等)

3 この規則に基づく給料の切替え及びこれに伴う措置については、山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の適用を受ける職員の例による。

例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の適用を受ける職員の例による。

4 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正（令和元年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一を改める改正規定を次のように改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第三条関係)

技能労務職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	132,300	205,200	251,500	280,000
	2	133,200	206,400	252,700	281,900
	3	134,200	207,800	253,800	283,500
	4	135,100	209,100	254,900	285,200
	5	136,100	210,400	255,800	287,000
	6	137,100	211,800	257,000	288,600
	7	138,100	213,200	258,100	290,200
	8	139,100	214,600	259,300	291,800
	9	139,900	215,900	260,400	293,300
	10	140,900	217,500	261,200	295,100
	11	141,900	219,100	262,400	296,800
	12	143,000	220,500	263,600	298,600
	13	143,800	221,700	264,600	300,000
	14	144,800	223,200	265,600	301,700
	15	145,800	224,700	266,500	303,300
	16	146,800	226,000	267,400	304,800
	17	147,900	226,900	268,400	306,300
	18	149,200	227,600	269,500	307,900
	19	150,400	228,500	270,500	309,500
	20	151,600	229,500	271,300	311,200
	21	152,700	230,300	272,300	312,200
	22	153,900	231,800	273,200	313,600
	23	155,100	233,100	274,200	315,000
	24	156,300	234,200	275,000	316,500
	25	157,400	235,600	275,800	317,600
	26	158,900	236,900	276,900	319,100
	27	160,400	238,200	278,000	320,500
	28	161,900	239,500	279,100	321,900
	29	163,300	240,300	280,000	323,500
	30	164,700	241,500	281,100	324,700
	31	166,200	242,800	282,100	326,000
	32	167,700	243,900	283,100	327,200
	33	169,100	245,000	283,800	328,300
	34	170,900	246,200	284,700	329,200
	35	172,700	247,300	285,600	330,300
	36	174,500	248,500	286,700	331,400
	37	176,200	249,800	287,300	332,500
	38	177,900	250,800	288,200	333,600
	39	179,600	252,100	289,100	334,600
	40	181,300	253,400	290,000	335,600
	41	183,600	254,400	290,600	336,600
	42	185,100	255,600	291,600	337,600
	43	186,600	256,500	292,600	338,600
	44	188,000	257,800	293,500	339,600

	45	189,200	258,600	294,200	348,200
	46	190,700	259,600	295,100	349,600
	47	192,100	260,700	296,000	351,100
	48	193,400	261,600	296,900	352,600
	49	194,800	262,800	297,600	354,200
	50	195,800	263,800	298,200	355,000
	51	197,100	264,900	298,900	356,200
	52	198,200	265,600	299,700	357,200
	53	199,400	266,500	300,300	358,100
	54	200,500	267,600	301,100	359,200
	55	201,600	268,800	301,800	360,100
	56	202,700	270,000	302,500	361,200
	57	203,600	270,800	303,200	362,100
	58	204,700	271,800	303,900	362,800
	59	205,700	272,900	304,700	363,500
	60	206,700	273,900	305,400	364,200
	61	207,600	274,900	306,000	364,600
	62	208,700	276,000	306,700	365,200
	63	209,800	276,800	307,400	365,900
	64	210,800	277,900	308,100	366,600
	65	211,700	278,700	308,600	366,900
	66	212,600	279,500	309,100	367,600
	67	213,300	280,300	309,700	368,300
	68	214,200	281,100	310,300	369,000
	69	215,100	281,700	310,900	369,300
	70	216,300	282,500	311,300	369,900
	71	217,300	283,300	311,800	370,600
	72	218,200	284,000	312,300	371,200
	73	218,800	284,800	312,600	371,500
	74	220,000	285,500	313,100	372,100
	75	221,100	286,300	313,600	372,800
	76	222,300	287,100	314,000	373,400
	77	222,800	287,700	314,200	373,800
	78	223,900	288,200	314,500	374,300
	79	225,100	288,700	314,800	374,900
	80	226,100	289,100	315,100	375,400
	81	226,900	289,500	315,400	375,900
	82	228,100	289,900	315,700	376,500
	83	229,100	290,400	316,000	377,000
	84	230,200	290,900	316,300	377,300
	85	231,300	291,300	316,500	377,700
	86	232,200	291,900	316,900	378,200
	87	233,300	292,500	317,200	378,600
	88	234,300	293,100	317,400	379,000
	89	235,300	293,400	317,600	379,400
	90	236,300	293,900	317,900	379,900
	91	237,300	294,400	318,200	380,300
	92	238,300	294,800	318,500	380,700

再任
用職
員以
外の
職員

93	239,400	295,200	318,700	381,000
94	240,400	295,700	319,000	
95	241,100	296,200	319,300	
96	241,800	296,700	319,500	
97	242,700	297,000	319,700	
98	243,600	297,400	320,000	
99	244,500	297,900	320,300	
100	245,200	298,400	320,500	
101	246,000	298,800	320,700	
102	246,900	299,200		
103	247,800	299,500		
104	248,700	299,800		
105	249,500	300,100		
106	250,300	300,500		
107	251,100	300,900		
108	251,800	301,300		
109	252,500	301,600		
110	253,100	302,000		
111	253,500	302,400		
112	253,900	302,700		
113	254,100	302,900		
114	254,500	303,200		
115	255,000	303,500		
116	255,500	303,700		
117	255,800	303,900		
118	256,200	304,200		
119	256,700	304,500		
120	257,200	304,700		
121	257,500	304,900		
122	257,800	305,200		
123	258,100	305,500		
124	258,400	305,700		
125	258,600	305,900		
126	258,800	306,200		
127	259,100	306,500		
128	259,400	306,700		
129	259,600	306,900		
130	259,800	307,200		
131	260,200	307,500		
132	260,400	307,700		
133	260,700	307,900		
134	261,100			
135	261,400			
136	261,700			
137	261,900			
138	262,200			
139	262,400			
140	262,700			

141	263,000				
142	263,200				
143	263,500				
144	263,800				
145	264,000				
146	264,200				
147	264,500				
148	264,700				
149	265,000				
150	265,300				
151	265,600				
152	265,800				
153	266,000				
154	266,300				
155	266,500				
156	266,700				
157	267,000				
158	267,300				
159	267,600				
160	267,900				
161	268,100				
162	268,300				
163	268,600				
164	268,900				
165	269,100				
166	269,300				
167	269,600				
168	269,900				
169	270,100				
170	270,300				
171	270,600				
172	270,900				
173	271,100				
174	271,300				
175	271,600				
176	271,900				
177	272,100				
再任用職員	202,200	223,200	244,000	274,600	

山梨県規則第二十三号

山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則及び山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則及び山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

(山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則(平成七年山梨県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「県内」を「国内」に改め、同条第二項中「又は」を削り、「要するとき」の下に「又は連帯保証人が保証する債務のうち弁済期が到来したものの合計額が当該債務について一定の額を限度として定められた極度額に達したとき」を加える。

第二号様式中「貸渡」を「貸付」に改める。

(山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第二条 山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則(平成九年山梨県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条の三を第一条の四とし、第一条の二中「第六条に規定する」の下に「特に居住の安定を図る必要がある者として」を加え、同条を第一条の三とし、第一条の次に次の一条を加える。

(単身での入居を認める県外に住所を有する者の範囲)

第一条の二 条例第六条に規定する県外に住所を有する者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校在籍している者を除く。)とする。

- 一 県内に勤務場所を有する者
- 二 県内に所在する事業所に就職することが約された者
- 三 県内に所在する事業所に就職することを希望する者
- 四 県内において自営業者(独立して自ら事業を営む者をいう。)として就労することを希望する者

第五条第一項第一号中「県内」を「国内」に改め、同条第二項中「又は連帯保証人」を「連帯保証人」に、「ときは」を「とき又は連帯保証人が保証する債務のう

ち弁済期が到来したものの合計額が当該債務について一定の額を限度として定められた極度額に達したときは」に、「変更後の」を「新たに」に、「書類」を「書類並びに当該者が保証する債務に係る賃貸借契約書の写し」に、「県営住宅連帯保証人変更承認申請書」を「県営住宅連帯保証人変更等承認申請書」に改め、同条第三項中「行った者」の下に「及び当該申請に係る新たな連帯保証人」を加え、同条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項前段の場合において、入居者が相当な努力を払っても新たに第一項各号に掲げる条件を具備する連帯保証人を立てることができないときは、第二項後段の規定にかかわらず、知事は、当該入居者に対して、新たに条例第十一条第五項に規定する家賃等債務保証業者との間で締結した当該入居者が入居している県営住宅の家賃の支払等に係る債務の保証に係る契約を証する書面を提出させることができる。

第六条の次に次の二条を加える。

第六条の二 条例第四項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 条例第六条に規定する被災者等
- 二 第一条の三第三号又は第四号に該当する者
- 三 条例第二条第五号に規定する県営住宅建替事業の施行その他のやむを得ない事情により現に入居している県営住宅の明渡しを行うため、他の県営住宅に引き続き入居しようとする者であつて、当該県営住宅に係る賃貸借契約時に、家賃及び駐車場の使用料(いずれも当該者が現に入居している県営住宅に係るものに限る。)の滞納がない者
- 2 条例第十一条第四項の規則で定める特別な事情があると認める者は、相当な努力を払っても第五条第一項各号に掲げる条件を具備する連帯保証人を立てることができない者とする。

(特別な事情があると認める者等)

第六条の三 条例第十一条第五項の規則で定める特別な事情があると認める者は、相当な努力を払っても第五条第一項各号に掲げる条件を具備する連帯保証人を立てることができない者とする。

2 条例第十一条第五項の規則で定める要件は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号)第二十条第二項に規定する家賃債務保証業者であつて、知事が県営住宅の家賃の支払等に係る債務の保証について協定を締結したものであることとする。

3 条例第十一条第五項に規定する県営住宅の家賃の支払等に係る債務の保証に係る

契約を証する書面（次項において「家賃等保証契約書」という。）は、条例第十一条第一項に規定する期間内に提出しなければならない。

4 条例第十一条第五項の規定により家賃等保証契約書を提出した入居者は、当該契約により当該入居者の家賃の支払等に係る債務を保証する者（以下この項において「契約相手方業者」という。）が条例第十一条第五項に規定する家賃等債務保証業者でなくなったとき、当該入居者の家賃の支払等に係る債務を保証する契約が解除されたとき又は契約相手方業者が保証する当該入居者の債務のうち弁済期が到来したものの合計額が当該債務について一定の額を限度として定められた極度額に達したときは、直ちに、新たに第五条第一項各号に掲げる条件を具備する連帯保証人を決定し、知事の承認を得なければならない。この場合において、入居者は、新たに連帯保証人となるべき者の印鑑証明書及び収入を証する書類並びに当該者が保証する債務に係る賃貸借契約書の写しを添付した県営住宅連帯保証人変更等承認申請書（第四号様式）を知事に提出しなければならない。

5 前項前段の場合において、入居者が相当な努力を払っても新たに第五条第一項各号に掲げる条件を具備する連帯保証人を立てることができないときは、前項後段の規定にかかわらず、知事は、当該入居者に対して、新たに条例第十一条第五項に規定する家賃等債務保証業者との間で締結した当該入居者が入居している県営住宅の家賃の支払等に係る債務の保証に係る契約を証する書面を提出させることができる。

第十二条中「六月三十日」を「七月三十一日」に改める。

第十五条第一項中「第十六条」を「第十六条第二項」に、「第二十九条第三項」を

「第二十九条第四項」に改め、同条第四項中「第十六条」を「第十六条第二項」に、

「第二十九条第三項」を「第二十九条第四項」に改める。

第十六条第一項中「第十六条」を「第十六条第二項」に、「第二十九条第三項」を

「第二十九条第四項」に改める。

第二十五条中「第一項を除く。」の下に「、第六条の三第四項及び第五項」を加

える。

第三十六条中「第四項まで」を「第五項まで、第六条の三第四項及び第五項」に改

める。

第三号様式中「6月30日」を「7月31日」と、「年五分の割合」を「法定利

率」と、「債務を負担する」を「債務を 円を限度として負担する」に改める。

第三号様式〇二中「6月30日」を「7月31日」と、「年五分の割合」を「法定

利率」と、「債務を負担する」を「債務を 円を限度として負担する」に改

第四号様式を次のように改める。

第4号様式（第5条、第6条の3関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印

県営住宅連帯保証人変更等承認申請書

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則（第5条第2項・第6条の3第4項）の規定により、次のとおり連帯保証人の（変更・追加）の承認を申請します。

保証対象賃貸借契約	契約締結年月日	年 月 日	賃貸人		賃借人	
	住宅団地名及び住宅番号		賃貸人			
	所在地	団地 号館 階 号室				
	構造及び面積	構造 平方メートル				
	契約締結時の家賃（1箇月）	円				
新連帯保証人	ふりがな氏名		生年月日	年 月 日生		
	本籍地					
	現住所	(電話番号)				
	勤務先又は職業		前年の平均月収	円	入居者との関係	
	保証極度額（※）	円				
現連帯保証人	氏名					
	住所					
	家賃等債務保業者	名称				
	所在地					
理由						

※ 保証極度額：連帯保証人が保証する債務について一定の額を限度として定める額

契約書の写しを添付した上記の保証対象賃貸借契約から生じる賃借人の債務のうち、山梨県知事が私を連帯保証人として承認した日以後に生じる債務については、賃借人と連帯して、当該債務を負担します。

年 月 日

連帯保証人

印

注 新たに連帯保証人となるべき者の印鑑証明書及び収入を証する書類並びに上記保証対象賃貸借契約に係る契約書の写しを添付すること。

第三十一号様式中「第14条第1項、第29条第1項」を「第14条第1項若しくは第4項、第29条第1項若しくは第3項」に、「第16条」を「第16条第2項」に、「第29条第3項」を「第29条第4項」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前に提出された第二条の規定による改正前の山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則（次項において「旧規則」という。）に定める様式による山梨県営住宅賃貸借契約書及び山梨県準特定優良賃貸住宅賃貸借契約書は、それぞれ、第二条の規定による改正後の山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則（次項において「新規則」という。）に定める相当様式による山梨県営住宅賃貸借契約書及び山梨県準特定優良賃貸住宅賃貸借契約書とみなす。
- 3 この規則の施行前に交付された旧規則第三十一号様式による身分証明書は、新規則第三十一号様式による身分証明書とみなす。